

## 台風等による異常気象時下における輸送の在り方について (概要)

### 1. 背景

昨今の台風等の異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生している。このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがある。

このような状況を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第17条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第11条に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安等を定める。

### 2. 概要

降雨時や暴風時における雨又は風の強さに応じた別添のような輸送の目安を定めるとともに、輸送を中止した場合の対応や、当該目安を踏まえて輸送の中止等の判断を行ったにもかかわらず、荷主から輸送を強要された場合の対応を定める。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和2年1月中

【別添】 異常気象時における措置の目安の方向性

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安 <sup>※1</sup>
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを早くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	概ね12時間で30cm以上 <sup>※2</sup> であるときは必要な措置を講じるべき		
濃霧発生時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

※1 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

※2 大雪警報・大雪注意報の発表基準は、地域（市区町村単位）で異なる。普段、降雪の少ない地域（東京都千代田区等）は12時間で10cm以上の降雪で大雪警報が発表される（「12時間で30cm以上の降雪」は、福井県あわら市の例）。